

女川2は『有毒ガス防護』バックフィット不適合！

2022. 11. 30規制委<資料2>で、別紙1「バックフィットに係る基本的な考え方(案)」が示されていました。その1～3項で、継続的な安全性向上への不断の努力が規制機関・原子力事業者ともに求められ、最新の知見・規則を既存施設に反映させるためにバックフィットが必要、と記されています(ただ、規制委の文書作成の真の目的は、6～8項の使用停止命令発出なし・経過措置設定に対する弁明にあると思われませんが、本稿では4項以下の記載とそれに対する批判は省略)。

1. 安全の追求に終わりはないとの認識の下、継続的な安全性向上を図ることは、東京電力福島第一原子力発電所事故の最も大きな教訓の一つであり、そのためには、規制機関と原子力事業者等が、リスクは決してゼロにはならないとの認識の下、残されたりリスクを低減するため不断の努力を続けることが必要である。
2. 継続的な安全性向上を実現するために、安全の確保に一義的責任を負う原子力事業者等は、最新の知見を踏まえた上で、原子力施設(以下単に「施設」という。)の安全性の向上に継続的に取り組む必要がある。
また、原子力規制委員会としても、常に新たな知見を収集してその規制への反映の必要性を検討し、必要と判断した場合には躊躇なく規制に反映することで、規制の継続的な改善に取り組む。
3. バックフィットは、新たな知見に対応する手段の一つであり、法令及び規制基準¹の改正等により新たな知見を規制に反映し、その新たな規制を既存の施設²にも適用することをいう。その目的は、新たな知見を迅速かつ柔軟に規制に反映し、災害の防止のために施設が最低限達成すべき安全上の水準を向上することで、規制の継続的な改善を行い、もって継続的な安全性向上を実現することにある。

そして、一例としての『有毒ガス防護』バックフィットは、「旧原子力安全・保安院における検討及び米国における有毒ガス事象の報告を踏まえ、原子炉制御室等の要員の呼気中の有毒ガス濃度を基準値以下にするために必要な設備を要求」<資料2の17頁：下線筆者、以下同じ>するものであることが明記されています。

それは「通常の産業施設で有毒ガスが発生した場合、影響が及ぶ範囲の従業員等はまず速やかに避難することが一般的である。一方、実用発電用原子炉施設等においては、施設の安全を確保するため、運転員等が避難せずに留まり、必要な対処を行わなければならない設備・場所がある。したがって、実用発電用原子炉施設等においては、通常の産業施設と異なり、有毒ガスの発生時であっても当該設備・場所に運転員等が留まることを前提とした防護対策」<40頁・別紙2「別添4」>が必要で、「原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所の指示要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員(以下「運転・指示・対策要員」という。)が、有毒ガスが発生した場合でも必要な操作を行えるよう、吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護判断基準値以下とするために必要な設備を求める」として、具体的に「①有毒ガスの発生及び到達の検出：有毒化学物質の固定の貯蔵タンク等であって、運転・指示・対策要員の対処能力が損なわれるおそれがあるもの(以下「対象発生源」という。)のうち、敷地内の対象発生源について、当該対象発生源近傍で有毒ガス発生を検出する装置の設置を求める。また、原子炉制御室、緊急時対策所及び緊急時制御室の近傍への有毒ガスの実際の到達を検出するための装置の設置を求める」ことや、「②有毒ガスの発生及び到達の警報：原子炉制御室及び緊急時制御室において、上記①の全ての検出信号の警報を発報する装置の設置を求める。緊急時対策所については、有毒ガスの緊急時対策所近傍への到達を警報する装置の設置を求める」ことが明記され<40-41

頁>、そのために新規制基準の規則・解釈を変更し、また『毒ガスガイド』<注：参照資料に過ぎず、審査根拠となる法規ではない>を制定したことが示されています。

ところが、2021. 7. 12の女川原発・硫化水素労災事故（7名被害、幸い死者はゼロ）で、1・2号機間での設備共用に伴う配管接続や、1・2号機制御建屋（洗濯室等）への硫化水素逆流可能性など、『有毒ガス防護』上のいくつもの抜け穴＝“女川原発固有の設計・構造上の問題点”が明らかにされたほか、『ガイド』では想定していなかった「沈降分離槽」からの硫化水素の微生物学的生成・蓄積という『最新の知見』が判明し、さらに、同タンクへの空気注入作業時の換気系排気量の設定ミスや、高濃度硫化水素の無処理放出などの“運転管理上の問題”も明らかとなりました。

にもかかわらず、東北電力は、『鳴り砂No.299・気になる動き97』等記載のとおり、「沈降分離槽」は「有毒化学物質である硫化水素を保管する設備ではなく、固定源として抽出する保管施設には該当しない」と“あからさまな詭弁”を弄し、『ガイド』が定義する固定源は存在しないから「検出装置・警報装置」の設置は不要！としたのです。しかも、『鳴り砂No.300・本冊短信＋追記』記載のとおり、女川1「沈降分離槽」から（換気空調系・排気筒経由で）高濃度のまま無処理放出された硫化水素は、女川2「中央制御室」の外気取入口に「有害濃度」で到達する危険性が十分あるにもかかわらず、東北電力は、他の有毒ガス・有毒化学物質について行なったような「影響評価（スクリーニング評価）」すら実施していないのです。

一方、規制委・規制庁も、本来は『最新の知見』から判明した『ガイド』の**不備・不十分性**（固定源の定義等）を「躊躇なく規制に反映」し「規制の継続的な改善に取り組む」必要があるはずですが、そうすればこれまでのバックフィット審査（有毒ガスが有害濃度以下との影響評価に基づき‘対象発生源がない’として、‘検出装置・警報装置は不要’<注：これも奇妙な『ガイド』論理！>）で合格・再稼働させた原発についても再バックフィット手続きが必要となり、（すぐに再合格させるはずですが）電力会社や政財界から文句を言われ、また不十分な『ガイド』を制定した自身の権威も失墜するため（原発60年超運転を認めた規制委・規制庁役人<同運転を画策した元経産省官僚も多数：22. 12. 22岩手日報>にとって、原発の安全性確保・向上などは二の次で、自身のメンツ・評価に傷がつくこと＝出世に悪影響が及ぶことを何より嫌う！）、得られた『最新の知見』を**もみ消す**ことにして、その延長で、東北電力の非科学的『理論』や“詭弁”さえ鵜呑みにして（異を唱えるだけの科学的知識も不足？）、しかも『ガイド』適合性を判断根拠に、女川2も合格させたものと思われま

このように、硫化水素の発生源・（高濃度無処理）放出源が実際に敷地内に存在するにもかかわらず、「影響評価」すら行なわず、検出装置・警報装置を設置しないままの女川2『有毒ガス防護』は、「災害の防止のために施設が最低限達成すべき安全上の水準」を満たしておらず、規制機関・事業者のいずれも『最新の知見』を踏まえての「リスクを低減するため不断の努力」を放棄したものでしかなく、基準不適合状態にあることは明らかです。<女川2再稼働阻止のため、東北電力や規制委を相手取った訴訟提起・異議申立て等のアイデアがあれば、「風の会」にご一報ください。>

<2022. 12. 24 記 仙台原子力問題研究グループ I >